

第 3 回会議における議論のまとめ

No.	課 題	当会議でのご意見・方向性	
1	市長申立の判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ・法的権限・財産管理権を手段として対象者の身上面の充実を図る事ができる場合で、親族申立が期待できない場合 	
2	後見人の報酬助成制度の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り要件を絞らず、実効性がある後見人報酬助成制度及び申立費用の助成制度を創設して欲しい。 	
3	支援方針に対するアセスメント	<ul style="list-style-type: none"> ・地域連携ネットワークで成年後見制度の利用有無を判断する場合は、医師の所見が必要 ・支援者が相談しやすい中核機関であって欲しい。 	
4	情報連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ネットワーク会議での事例検討はもとより、後見人候補者選定においても個人情報活用できるように、瑞穂市個人情報保護条例第 7 条第 6 号が適用出来るように、予め個人情報保護審査会に意見を求め、了解を取って欲しい。 ・被後見人の財産状況や親族との関係等が欲しい。 ・基本情報を 1 枚のシートにまとめ、その他必要な情報を別紙(A3 版 1 枚程度)にまとめる。 	
5			<p>後見人を受任した場合に被後見人の情報が乏しい場合があり、ケース検討の場に後見人が参加できると良い</p> <p>市町村長申立において、後見人を受任した場合に、被後見人の情報を開示されない場合がある。</p>
6			<p>相談記録票の内容について、法的観点から見た情報が少ない。</p>
7	福祉の専門職でも成年後見制度を知らない方が多い。	<ul style="list-style-type: none"> ・事例を使った研修が良い。 ・支援者向けの広報・研修が必要。 ・支援者向けの広報・研修は主に中核機関が行い、一般市民向けの広報・研修は行政と中核機関が協力して行うのが良い。 	